

役場本庁などの感染予防対策

施設名称	利用条件	問い合わせ先
役場本庁の一般貸出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な座席やテーブル間隔の確保 ・ マスク着用、手指消毒の徹底 ・ 換気の徹底 <p>※感染が拡大する場合など、状況が変化した場合は、自粛要請や貸出中止を行うことがあります。</p>	役場 政策推進課 財産管理係 TEL (0997) 43-5900
フォーラム棟		
議会棟 屋久島ホール		
議会棟 第1委員会室・第2委員会室		